

No.	項目	質問内容	回答
1	施設整備	保護者および職員駐車場の必要台数の設定はありますか。	<p>本公募における駐車場の必要台数については、応募法人において施設の運営形態に応じて計画いただくこととします。保護者用は定員10名に対し1台を目安として、想定される利用台数に基づき確保することを原則としてください。職員用については、必ずしも新園舎建設予定地内に設定する必要はなく、近隣の民間駐車場等で確保いただくことも可能です。建設予定地内に確保する場合は、施設整備計画において現園舎の園庭面積や保護者送迎用駐車場、利用定員に応じた園舎等の十分な面積を確保したうえで検討を行ってください。</p> <p>なお、設計段階で市の基準や道路交通条件、近隣の迷惑防止の観点から適切な台数設定となるよう調整を求める場合がありますので、具体的な台数案は応募書類に明記してください。</p>
2	施設整備	建設予定地の土地履歴が分かる資料をご提示ください。	施設整備の提案内容に資する資料となるため、お問合せをいただいた法人に対し個別に資料提供いたします。ご希望の法人は、質問票に当該事項を記載いただき市へご提出ください。
3	施設整備	建設予定地の有効面積が分かる擁壁図面や造成図面をご提示ください。	施設整備の提案内容に資する資料となるため、お問合せをいただいた法人に対し個別に資料提供いたします。ご希望の法人は、質問票に当該事項を記載いただき市へご提出ください。
4	申込書類	様式4-9の添付資料について、②はA3の指定がありますが、①と③はA4、A3どちらのサイズでもよろしいでしょうか。	どちらのサイズでご提出いただいても問題ございません。ただし、図面や配置図等の縮尺・見やすさが確保されているものをご提出ください。
5	申込書類	様式4-9の添付資料について、各資料の枚数制限はございますか。	様式4-9に関しては、別段の枚数制限を設けていないものの、審査上、審査員が確認しやすいよう最小限かつ要点を押さえた資料のご提出をお願いします。要旨をまとめた上で補助的に参考資料を添付する形式としていただき、枚数が多くなる場合は、索引・目次を付け、重要な部分にページ指定をしてください。
6	申込書類	募集要項に示される工程では、移管先法人決定（令和8年1～2月頃）から施設整備完了（令和9年3月）まで約13～14か月とされています。設計・許認可手続きに加え、橋梁工事や道路工事などの土木工事を含む施設整備工程を踏まえると、提示の期間では完了が困難と想定されます。提案書において実現可能なスケジュールとして、整備完了時期を令和9年3月以降に設定することも可能か、ご教示ください。	<p>※本回答については、再公募に際して公募条件を見直しておりますので、募集要項集をご確認ください※</p> <p>募集要項に示したスケジュールは、移管先法人決定（令和8年1～2月頃）から施設整備完了（令和9年3月）までを想定した標準的な目安です。工期の短縮等について検討いただき、原則として、応募書類においても令和9年3月までの整備完了を前提としたスケジュールでご提出ください。</p> <p>一方で、やむを得ないと市が認める事由（河川改修工事の進捗、敷地に関する手続き、入札や物価動向等）により提示期日までに整備完了が困難である場合には、当該事情の内容を具体的に示したうえで市と協議することにより、可能な限り速やかな開設を求める上で、別途協議により時期を定めます。</p> <p>協議に際しては、既存園舎を活用する等による代替的な運営案や工期見通し、安全確保対策等の資料提出を求めます。</p> <p>なお、協議の結果、整備完了時期の調整を行う場合でも、移管後の保育サービスの継続性や利用者の安全確保に関する要件を満たすことを前提とします。</p>
7	施設整備	児童送迎用の駐車場は、敷地内の不足分を建設予定地外で確保することは可能でしょうか。	児童送迎用の駐車場は敷地内で十分な駐車スペースを確保することが望ましいですが、敷地外での駐車場確保についても、周辺環境や安全確保の観点で問題がない場合に限り可能です。敷地外の駐車場を利用する場合は、保護者及び児童の安全確保、利用時間帯の管理、近隣への配慮（契約形態、騒音等防止）について具体的な計画を応募書類で示してください。なお、職員駐車場の確保等、園児や保護者等に直接的な便益がない理由の場合は認められません。

No.	項目	質問内容	回答
8	施設整備	奈良市が取得予定の市道455号線拡幅地において、想定される地籍図や道路の幅員および車道・歩道の構成の他、奈良市道としての必要な条件をご提示ください。	<p>※本回答については、再公募に際して公募条件を一部見直しておりますので、募集要項集をご確認ください※</p> <p>奈良市道として必要な条件については、道路法第24条施工承認申請により協議を行ってください。市道整備における最低条件は以下のとおりです、詳細については道路管理者（市）に確認のうえで検討してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車道6m以上（通園の安全面確保のため、少なくとも片側に歩道を設けること） ・車両転回のための回転体（直径8m以上の円）を設けること ・街角の隅切りを5m設けること ・河川の暗渠部分に設置されているバス停の移設、カーブミラーの移設について調整及び対応すること ・河川横断橋の耐荷重25tを確保すること <p>なお、地籍図等に関しては施設整備の提案内容に資する資料となるため、お問合せをいただいた法人に対し個別に資料提供いたします。ご希望の法人は、質問票に当該事項を記載いただき市へご提出ください。</p>
9	施設整備	市道455号線の整備範囲は資料にある「地籍約450m」の部分のみでしょうか。敷地に接する455号線は整備対象外でしょうか。その範囲と詳細をご提示ください。	市道整備は、資料に示す「地積約450m」の範囲のみを対象とするものではなく、「地積約450m」の土地に接続する市道455号線を含めた形で拡幅・改良工事を実施するものとします。拡幅工事における具体的な整備範囲は、施設整備の提案内容に資する資料となるため、お問合せをいただいた法人に対し個別に資料提供いたします。ご希望の法人は、質問票に当該事項を記載いただき市へご提出ください。市道の整備条件についてはNo.8の回答をご参照ください。
10	施設整備	現状の市道455号線と敷地の接点において、計画敷地は擁壁により段差が生じています。市道455号線は建設予定地地盤レベルに合わせた拡幅整備を行うと考えてよろしいでしょうか。	市道455号線の地盤レベルについては、市道14号線からの進入、計画敷地への通行において、各道路の接続が安全かつ適切になるよう調整してください。敷地との接続のため道路側の路盤を嵩上げする等、具体的な整備計画については、No.8の回答をご参照いただき、道路管理者（市）及び周辺敷地の利害関係者と協議のうえで検討してください。応募書類には設計段階での擁壁補強や法面処理、段差解消の方式等を示してください。
11	施設整備	市道455号線は園及び隣接地の進入路として整備すること、とありますが、隣接地とは具体的にどの部分を示しているのでしょうか。また、隣接地の想定される乗り入れ位置およびレベルをご提示ください。	隣接地の想定される乗り入れ位置やレベルについては、敷地と市道455号線の擁壁等による段差及び用地周辺の現況を考慮してください。具体的な整備計画については、No.8の回答をご参照いただき、道路管理者（市）と周辺敷地の利害関係者と協議のうえで検討してください。応募書類には、設計段階で暫定的に想定する計画を示してください。隣接地の位置図については、施設整備の提案内容に資する資料となるため、お問合せをいただいた法人に対し個別に資料提供いたします。ご希望の法人は、質問票に当該事項を記載いただき市へご提出ください。
12	施設整備	河川工事への影響検討用に、河川工事の計画図等参考図をご提示ください。	河川工事について、奈良土木事務所がこども園の進入路部の暗渠工事をR8年度に実施すると伺っており、詳細内容については奈良土木事務所（代表：0742-23-8011）に問い合わせください。
13	施設整備	建築費が高騰している中、なぜ有償貸付なのでしょうか？無償譲渡ではない理由を教えてください。	<p>※本回答については、再公募に際して公募条件を見直しておりますので、募集要項集をご確認ください※</p> <p>これまでの移管では、市有地上の既存園舎を活用する場合は園舎を無償譲渡及び敷地の無償貸与としていますが、それ以外の場合は、法人に新たに土地を確保いただく、あるいは借地をしていただいております。したがいまして、すべての移管において無償譲渡・無償貸与としているわけではありません。</p> <p>本件は過去に幼稚園の移転先として建設予定地を購入していることに加え、進入路となる土地についても、今回市が新たに購入するため、市が負担する用地取得費や、市道整備後の資産管理責任等、これらの公的負担を踏まえ、有償貸付の方式を採用することとしました。他方で、建築費高騰の影響については理解しており、応募法人の事業実現を支援する観点から、賃料の減免措置や補助制度の適用等により負担軽減を図ることを予定しています。</p>

奈良市立六条幼稚園及び京西保育園の移管先法人公募に係る質問事項及び回答（令和7年11月26日時点）

子ども政策課

No.	項目	質問内容	回答
14	施設整備	橋梁整備後、奈良市道として帰属した後に、保護者と地域住民等同士の事故が起きた場合も賠償責任等の責任は全て園になるのでしょうか。	進入路の道路及び橋梁を市道として整備・帰属した後は、道路管理者として市の責務（道路の維持・管理義務）があります。一方で、園が管理・運営する範囲（敷地内、園の設置した駐車場やそれに伴い賃借した送迎動線等）において発生した事故については、原則として園（運営法人）が負う責任となります。
15	施設整備	市道の拡幅工事後の「市に帰属させる」の件は、社会福祉法人の会計基準に抵触はしないでしょうか → 法人外への社会福祉資源、資金流出や、公共団体への寄付、他の者の資産価値を上昇させる行為（利益の誘導）等に触れないか ※工事の為の資材の搬入経路の確保のみで行う、仮設や仮舗装（砂利敷きや鉄板補強）は可能かと思ひます。（法人の顧問会計士より） 通常の道路（市道拡幅）整備では隣接の駐車場の価値向上につながってしまうかもしれないのと、通りに接道の場合は、自由な往来が可能で通園経路に一般車両の流入、放置車両や不法投棄があった場合の対応等で危険を伴う事もリスクと考えます。 どの様な構想の市道を想定するかも、費用も増減するかと思われます。 整備後の市道の設定（道路の設計）も、お教いただければと思います。	道路整備は、基本的に認定こども園の運営に必要な安全性・利便性の確保を目的として実施するものであり、整備により直接的な利益を受ける主体は当該こども園であると認識しています。隣接地の市場価値を上げることを目的としたものではなく、公的な道路整備として実施するため、社会福祉法人からの資金流出や第三者への利益誘導（他者の資産価値を意図的に上昇させる行為）に当たるものではないと考えます。加えて、道路は市有地上に構築されるものであり、市への帰属によって社会福祉法人の基本財産の処分に該当するものではないと整理しています。ただし、最終的な会計上・法的な取扱いについては、応募法人において所管庁や顧問会計士等とご確認のうえご判断ください。市道へ帰属後の管理義務についてはNo.14、市道整備にあたっての条件についてはNo.8の回答をご参照ください。
16	施設整備	施設整備の工程表について、令和9年4月の整備完了は、スムーズに進んだ場合の工程で問題ないか。奈良県による河川改修工事の進捗、敷地面積による開発行為の申請、価格高騰による入札の予定期回数、各種申請機関の現在状況等を盛り込まなくて問題ないか。 ※詳細は確認でていませんが、約1~2年程度は実際の整備期間がかかるのではと想定いたします。	No.6の回答をご参照ください。
17	施設整備	敷地内駐車場について、職員駐車場部分も計画に盛り込んで問題ないか	敷地内に職員用駐車場を設けることは問題ありません。ただし、保護者用の駐車場において十分な台数を確保し、安全配慮や近隣の交通渋滞防止等を優先した上で、検討を行ってください。敷地内に職員駐車場を含める場合には応募書類に駐車台数の計画（保護者用の乗降スペース、職員用の常時駐車スペース）を明示してください。
18	施設整備	民間移管後に現在の六条幼稚園、京西保育園の用地や建物、運動場や駐車場は使用することは可能か	移管に伴う既存施設（六条幼稚園・京西保育園の既存用地や建物等）の利用については、現時点で恒久的な使用の可否は確定しておりませんが、短期間の仮設利用や移管直後の一時的な利用については、協議の上で可能と考えています。利用を希望される場合は、応募書類において利用の目的・期間・管理方法・費用負担・安全対策（保険や警備、人員配置等）を明示してください。市は応募内容を踏まえて関係部署と協議のうえ、利用の可否および必要な条件を提示します。
19	施設整備	市道拡幅工事部分においてハザードマップの0.5m~3.0m未満の区域になる場所にあたりそうだが、道路の高さレベルは指定があるか	当該区間がハザードマップで示される0.5m~3.0m未満の浸水深に該当していることについて、市道拡幅工事に係る設計において関係課に確認したところ、現時点で道路高さについての特段の指定はありません。道路の最終的な高さや路盤仕様は、整備計画の検討および関係機関との協議により決定されます。 ただし、認定こども園の安全確保・継続的な運営の観点から、設計段階で洪水・浸水リスクに配慮した対策を講じていただくようお願いします。

奈良市立六条幼稚園及び京西保育園の移管先法人公募に係る質問事項及び回答（令和7年11月26日時点）

子ども政策課

No.	項目	質問内容	回答
20	施設整備	市道や河川に関しては、実際の関係先担当課や県事務所にも、設計士より確認しようかと考えておりますが問題無いでしょうか。	市道の整備内容については道路管理者（市）へ、河川工事については奈良土木事務所がこども園の進入路部の暗渠工事をR8年度に実施すると伺っており、詳細内容については奈良土木事務所（代表：0742-23-8011）に問い合わせください。
21	申込書類	名称を「六条こども園」とあるが、法人独自の呼称を入れてよいか 参考：『六条●●こども園』、『●●六条こども園』	本公募においては、施設の正式名称を公募条件により「六条こども園」と定めております。したがって、園の名称を応募法人が指定することは認められません。
22	施設整備	別紙9・3（6）奈良市が取得予定の中部455号線の取得時期（整備工事可能時期）及び取得範囲・幅員等を教えてください。 (施工可能なスケジュールが組めるかの判断材料になります)	本市が取得予定の土地につきましては、移管先法人の決定後、市道整備の協議を行うまでに取得する予定です。具体的な取得範囲・幅員等の詳細資料につきましては、個別にご請求いただいた法人に対して提供いたします。ご希望の法人は、質問票に当該事項を記載いただき市へご提出ください。
23	施設整備	別紙9・3（9）建設工事においては必要に応じ借地等により、工事車両の搬入経路を確保対応すること、とございますが当該敷地は民地となっており、昨今、所有者に必ず連絡が取れるかもわからない状況にあります。その場合奈良市において連絡先等の相談に応じていただけますでしょうか。	※本回答については、再公募に際して公募条件を見直しておりますので、募集要項集をご確認ください※ 工事車両の搬入経路や借地等による通行確保については、まずは応募法人の責任で調整を行っていただきますが、土地所有者との連絡が難しい場合や調整に支援が必要な場合は、市でも相談を受け付けます。市が提供可能な範囲で関係情報の提供や調整の窓口対応等の支援を行いますので、該当する事案が生じた際は市までご相談ください。
24	施設整備	別紙9・3・（10）（11）河川改修の時期・範囲等について具体的な内容をお示し願います。（施工可能なスケジュールが組めるかの判断材料になります）	※本回答については、再公募に際して公募条件を見直しておりますので、募集要項集をご確認ください※ 河川工事について、奈良土木事務所がこども園の進入路部の暗渠工事をR8年度に実施すると伺っており、詳細内容については奈良土木事務所（代表：0742-23-8011）に問い合わせください。
25	申込書類	名称は「幼保連携型認定こども園 六条こども園」とすることということですが、「六条こども園」が入っていれば他の名称を追加することは可能でしょうか。	No.21の回答をご参照ください。